

宮崎県公報
別冊

令和4年度第1回

監査報告書

令和4年7月

宮崎県監査委員

44110-1021

令和4年7月21日

宮崎県知事 殿
宮崎県議会議長 殿

宮崎県監査委員 緒方文彦
宮崎県監査委員 安樂健一
宮崎県監査委員 丸山裕次郎
宮崎県監査委員 山下博三

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、2項及び第5項の規定に基づき令和4年4月21日に実施した監査の結果を、同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出します。

こども家庭課の随時監査

第1 監査の目的及び対象

1 目的

児童扶養手当の支給に係る認定額の誤り等による過払いの再発防止のため、県が行う一連の支給事務について検証し、改善状況を確認すること。また、監査結果を公表することにより、手当支給、資金貸付等の電算システム活用業務や県と市町村が連携して事務処理を行っている業務等を所管する所属に対しても注意喚起を行う。

2 監査対象

こども家庭課が行う児童扶養手当に係る事務

3 監査着眼点

- (1) 対象所得の認定事務の把握
- (2) 手当額決定から支給までの事務の把握
- (3) 今回の過払いの要因の把握と再発防止策の検証

4 監査対象年度

平成28年度から令和3年度（令和3年度は10月までの支給分）

5 監査実施日

令和4年4月21日

第2 監査対象業務（児童扶養手当制度）の概要

1 目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）

3 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護していること。

4 所得制限限度額

（単位：円）

税法上の 扶養人数	受給資格者（父又は母、養育者）		扶養義務者・孤児等 の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000 未満	1,920,000 未満	2,360,000 未満
1人	870,000 未満	2,300,000 未満	2,740,000 未満
2人	1,250,000 未満	2,680,000 未満	3,120,000 未満
3人	1,630,000 未満	3,060,000 未満	3,500,000 未満

以後扶養人数が1名増すごとに、限度額に38万円を加算する。

5 手当額

月額(令和3.4~4.3) 全部支給：43,160円 一部支給：43,150円~10,180円
加算額(児童2人目) 全部支給：10,190円 一部支給：10,180円~5,100円
〃 (児童3人目以降1人につき)
全部支給：6,110円 一部支給：6,100円~3,060円

6 制度の主な改正

- (1) 平成26年12月1日～：公的年金給付等との併給制限の見直し
※これまで公的年金を受給する者は児童扶養手当を受給できなかったが、年金額が児童扶養手当より低い場合には、その差額分を受給することが可能となった。
- (2) 平成28年8月～：多子加算額の倍増
※第2子：5,000円→10,000円 第3子：3,000円→6,000円
- (3) 令和3年3月～：公的年金等との併給制限の見直し
※児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給することが可能となった。

7 本県(町村分)の状況

令和2年度末の受給者(世帯数)は、2,008世帯で、支給額は10億1千3百万円となっている。

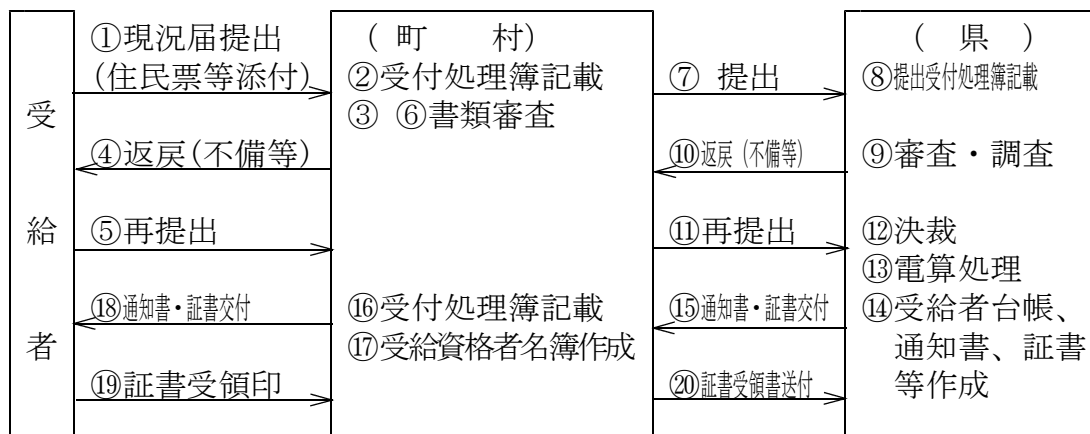
第3 監査結果

1 支給事務等について

(1) 事務分掌

担当事務は、平成29年度にこども政策課からこども家庭課へ移管しており、主に審査事務、支給事務及び債権管理事務を「家庭・青少年育成担当」の1名の職員と2名の会計年度任用職員で行っている。

(2) 事務手続きの流れ(現況届^(注)に係る事務)



(注) 現況届とは、受給者が毎年8月1日から同月31日までに所得状況、児童の監督や保護の状況等を記載の上、町村に届出し、11月以降の支給要件の審査を行うためのもの。

県が審査する現況届は、原則町村役場に直接持参され、受給者と町村職員との面談を経て県に提出される。

(3) 電算システム

児童扶養手当の事務処理に係る電算システムに担当者が必要な情報を入力しているが、件数が多く一時に入力処理を行う必要のある「現況届」については、パンチデータ（審査終了後、内容のデータエントリを業者に委託）を電算システムに取り込んでいる。

この電算システムにより、必要な帳票の打ち出しや、支給対象者の支給額の算定等が行えるようになっている。

2 今回発覚した過払金について

(1) 今回発覚した過払金額

平成28年8月から令和3年10月までの支給分のうち、過払いが発覚したのは、5名で金額は下記のとおりである。

項目	過払い金額 (A)	うち時効消滅分(B)
	9,312,210円	195,040円

※要返還額 ((A) - (B)) 9,117,170円

(2) 過払金が発覚した経緯

令和3年3月から障害基礎年金等受給者の併給調整の方法が一部変更されたことから、令和3年度に提出された現況届の年金受給状況欄に特に留意して、県の電算システムのデータとの突合を行った。

その結果、過去5年間で5名において、電算システムに年金の情報が入力されておらず、併給調整が行われていないことが判明した。

(3) 過払金が発生した要因

手当額は、電算システムに登録されたデータ（所得額等）を基に算定されているが、公的年金等の額は「公的年金給付等受給状況届」^(注)が提出された際に所得証明書等の添付書類と併せて、そのデータを電算システムに登録している。

当該届は、児童扶養手当法等で提出が義務化されているため、現況届の提出時に公的年金を受給している旨の申告をしている受給者については、「公的年金給付等受給状況届」は既に提出済みで、そのデータは前担当者により電算システムに登録されているとこれまでの担当者が誤認していた。

その結果、電算システムの登録内容等の確認が十分に行われずに登録漏れを見過ごしたことと、町村との連携による組織的なチェック体制が不十分であったことが今回の過払いの要因である。

なお、今回過払いが発覚した5名中4名は、上記届は未提出で、1名については提出済みであったが、電算システムへの登録が漏れていた。

(注) 公的年金等の受給により、手当額の全部または一部の支給を受けないこととなる事由が生じた場合には、14日以内に公的年金給付等受給証明書等を添付して提出することが義務づけられている。(児童扶養手当法第28条、児童扶養手当施行規則第3条の3)

(4) 返還計画について

こども家庭課では、5名全員に対して、説明と謝罪を行い返還についての理解を得ている。

また、返還計画は5名とも策定されており、今後も各人の経済状況を考慮しつつ、返還の指導は継続的に行っていくことになっている。

(5) 今後の見直しについて

今回の過払いは、現況届の内容と電算システム上のデータとの突合がなされていなかったため、電算システム上の公的年金のデータ登録漏れが確認できなかったことが要因の一つである。

また、第3, 1, (2)のとおり、直接受給者と面談し、現況届の内容を確認するのは町村の役割であり、県のチェック体制とともに町村のチェック体制の強化も求められるところである。

以上のことから、こども家庭課では下記のとおり事務の見直しを行うこととしている。

ア 県のチェック体制の見直し

(ア) 現況届の公的年金の受給状況欄に記載がある対象者全員のリストを作成し、電算システムに入力されている情報との突合を行うとともに、当該リストを町村に送付し、町村でも内容のチェックを行う。

(イ) 現況届の相互チェックの状況が確認できるように、現況届進捗管理表を作成し、複数人のチェックを行うとともに町村ごとのチェック者及び処理状況が分かるようにする。

イ 町村のチェック体制の見直し

(ア) 上記ア, (ア)の記載どおり、公的年金等の受給者についての確認を行えるようにする。

(イ) 現況届の受付時に、適正な審査が行えるよう内容や添付資料のより重要な項目に重点を置いたチェックリストを町村に配布する。

(ウ) 現況届受付前(7月中)に行っている現況届の町村説明会について、制度の周知を今まで以上に図っていくために説明会の内容を見直すこととしている。

第4 監査意見

県及び町村職員が担当業務について理解を深めるとともに、組織的に業務を適正に遂行できるよう改善策を策定しており、再発防止に向けた取組みが進められてい

るところであるが、以下のことについて検討する必要がある。

1 県のチェック体制の充実強化

今回の事案は複数の要因が重なって発生したものであり、発生要因の背景等を十分踏まえて、組織におけるチェック体制の充実強化を図ることが必要である。

具体的には、適正な業務遂行に必要なチェックの手順や内容を示したマニュアル及びチェックリストを整備するとともに、チェックを複数人でできる体制の確保や役割分担及び事務処理の流れを明確化する等、業務に携わる担当職員全員が同じ認識、方法で、チェックを厳重に実施すること。

2 電算システムの登録内容の確認の徹底

事務処理に用いている電算システムに公的年金給付等のデータが反映されていなかったことが、今回の過払いの要因の一つである。そのため、電算システムを過信することなく、電算システムの登録内容と受給者から提出された情報及び町村が把握する公的年金等受給に関する情報について、最新の内容が反映されるよう、県と町村が連携して、必要なチェック及び相互確認の徹底を行うこと。

3 県と町村との連携強化等

県と町村との役割を明確にし、それぞれの業務について責任を持って取り組んでいくとともに、国の制度改正に伴い、児童扶養手当制度が複雑化する中で、制度の理解や書類等のチェック方法において、共通の認識を持つことが必要である。

具体的には、町村の担当者への研修会等において、県と町村の役割分担を含めた再発防止策の周知を図り、改めて、制度の理解が一層進むように工夫を行うとともに再発防止に必要なマニュアル等を共有し、チェック体制の連携強化を図ること。

また、町村と連携して、受給者への制度の周知を進め、公的年金給付等受給状況届等の必要書類の提出には万全を期すなど、最新の公的年金等の受給状況を把握すること。